副業ドライバーの事故はどうなる？

厚労省「副業・兼業に関するガイドライン」改訂

トラブル防止には『本業に差し障りのある副業』を禁止に

厚生労働省は9月1日、「副業・兼業の促進に関するガイドライン」（2018年1月策定）の改訂版を公表した。同ガイドラインの改定により、副業・兼業の場合における労働時間管理についてのルールが明確化された。今回の改定により、労働時間の申告や通算管理における労使双方の手続上の負担を軽減する簡便な労働時間管理の方法「管理モデル」が設けられた。

通算して36協定の範囲内で割増賃金

「副業・兼業の促進に関するガイドライン」では、A社（本業、先契約）とB社（副業、兼業先、後契約）のそれぞれが副業先、本業先の労働時間を把握しておく必要がある。両方で働くと労働時間は通算される。通算して、36協定の範囲内で割増賃金を支払うことになる。

法定労働時間上限規制（単月100時間未満、複数月平均80時間以内）の範囲内で、労働時間を本業と副業で通算する。

例えば、A社のトラックドライバーが副業を行っている場合、A社で月70時間の残業があるケースだと、本業のA社は70時間分割増賃金（残業手当）を支払う。

そして副業のB社で10時間働いたら、B社も10時間分について割増賃金を支払う必要がある。

改訂前のガイドラインでは、A社、B社とも毎月労働時間を労働基準監督署に報告する必要があり、毎月の詳細な確認が必要となる。

今回の管理モデルでは、A社とB社は副業・兼業の開始後に、それぞれがあらかじめ設定した労働時間の範囲内で労働させる限り、「労働基準法を順守している」こととみなされ、他の事業場での実労働時間の把握が必要なくなり、毎月報告する必要がない。

副業先のコンビニで3時間働くといった申告があれば、3時間の副業とみなされる。

副業を認めている運送会社

運送業でも副業に関心を示すところは少なくない。副業を認めている十和運送㈱（田上貴義社長、茨城県つくばみらい市）の担当者は次のように話す。

過重労働を抑制し、柔軟な働き方を実現するために、政府が方針を掲げている働き方改革に応えたいとの思いから、副業の制度設計を行いました。また、業界全体に言えることだと思いますが、当社も従業員の過半以上は中途入社。言い換えれば、当社に入社する前に様々なスキルを持っているということです。

今の会社では発揮する場がないかもしれないスキルを、副業で発揮できるのは従業員の「柔軟な働き方の実現」として有用だと考えます。なお、副業解禁の説明会は全従業員を対象に行いました。

しかし、36協定の例外規定が認められ、多職種の労働者より過重労働状態が認められているドライバーは、労働時間の制約上、副業をするのは実質的に難しいです。

副業をする際は、専用の用紙に必要事項を記入し、届け出ることを必須としています。就業規則には、副業の届け出を行わないで副業を行った場合は、懲戒処分の対象にすると明記しています。

また、法令順守の観点から、ドライバーは乗車勤務間の休息8時間が確保できない副業は禁止しています（深夜の代行運転業など）。

現在は、コンビニのアルバイトや、資格を活かした代行業務を行っている従業員がいます。

過去に副業をしていたドライバーがいたが、今はいない。副業をしているのは、主に倉庫作業員や事務職だ。

ドライバーが事故を起こした場合どうなる

副業をしているドライバーが事故を起こした場合、どうなるのか。

副業事情に詳しい社労士は、「副業をしているからといって、『事故の原因が副業である』と断定できる訳ではない。運送会社が無理な運行をさせたのか、点呼や健康状態の把握を怠っていたのか、ドライバーの運転自体に違反があったのか。その事故の原因によって責任の所在が異なる。

そこで、副業によるトラブルを防止するためには、運送会社がドライバーに対して、『本業に差し障りのある副業』を禁止しなければならない。例えば、深夜の代行運転業務など。

その上で、副業の業務内容・月の労働時間について、副業開始前に申告してもらい、それを把握しておく必要がある。

就業規則で副業の申告を定めているにも関わらず、労働者が申告することなく副業をした場合は、就業規則に違反したことになるため、懲戒の対象となる」と説明している。

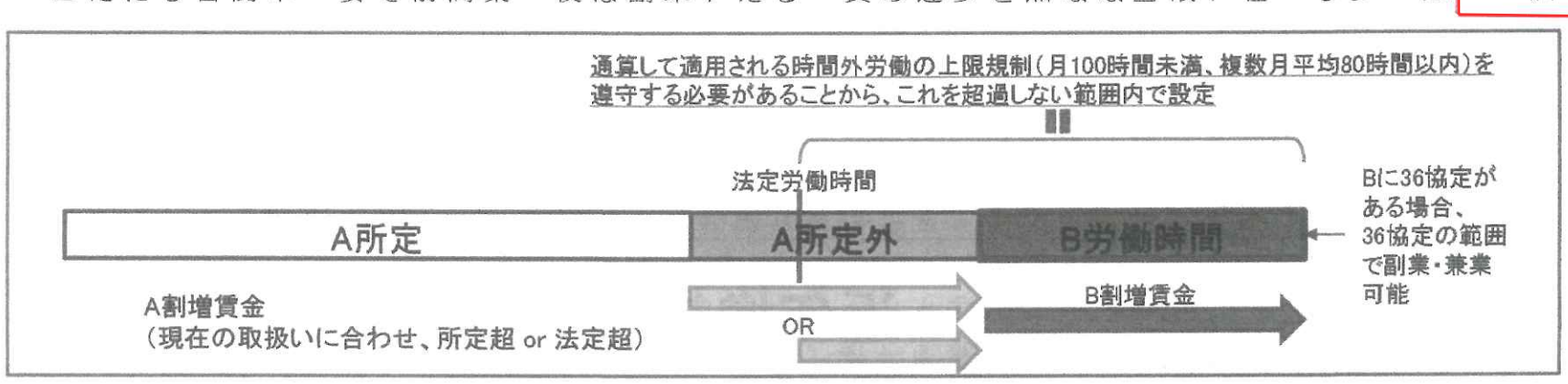

副業・兼業の管理モデル

心のゆとりで「安全運転」

採用社数、右肩上がりで増加中!!
タイヤを通じてお客様のビジネスをサポートします

SAILUN TRUCK TIRE

サイロンタイヤ　日本総代理店
株式会社タッチョー
〒812-0011
福岡県福岡市博多区博多駅前２丁目 11-16-7F
TEL 092-403-9878 / FAX 092-403-9879

SAILUN S880
日本限定タイヤ

上野上柘植トラックセンター

名阪国道沿い　上柘植ＩＣ下りてすぐ！
（隣サークルＫあり）

※年中無休　２４時間給油ＯＫ！
※整備・洗車機・休憩所完備！
※ＥＴＣコーポレートカード取扱！
※トラック・バス・ダンプその他異業種も加入できます。

中日本異業種協同組合
〒515-0045
三重県松阪市塚本町１４７－２
☎０５９８（５０）１２８８